

第4章 個別労働関係紛争に係るあっせん等

1 事前相談

(1) 概要

令和7年の相談件数は135件で、前年に比べ65件(32.5%)の減少となった。相談内容の事項別では、職場の人間関係52件、雇止め10件等となっている。

(2) 相談件数

(単位：件)

区 分		3年	4年	5年	6年	7年	平均	
相 談 件 数		163	167	159	200	135	164.8	
相談内容の事項別	賃金等	賃金不払い	15	8	5	10	3	8.2
		一時金	1	3	1	7	8	4.0
		退職金	5	5	4	6	5	5.0
		諸手当	-	1	1	7	5	2.8
		その他賃金に関するもの	16	10	5	6	8	9.0
	労働条件	労働時間	5	5	1	8	2	4.2
		休日・休暇	14	3	6	15	6	8.8
		安全衛生	1	4	4	5	1	3.0
		その他労働条件に関するもの	23	24	21	31	23	24.4
	経営・人事	人員整理	-	-	1	-	-	0.2
		配置転換・出向	10	10	8	10	7	9.0
		雇用(解雇等)	28	16	23	17	3	17.4
		雇止め	15	17	14	10	10	13.2
		退職強要	18	14	10	16	1	11.8
		その他経営・人事に関するもの	15	16	15	31	19	19.2
	労働福祉	-	4	-	-	-	-	0.8
組合	1	2	6	1	2	2.4		
職場の人間関係	42	46	64	86	52	58.0		
その他	7	16	16	14	18	14.2		
相談者の男女別	男性	90	86	114	106	79	95.0	
	女性	73	81	45	93	56	69.6	
相談者の住所別	京都市内	68	57	54	115	41	67.0	
	京都市内以外	50	66	45	44	38	48.6	
	不明	45	44	60	41	56	49.2	
相談者の労使別	労働者	156	155	150	190	124	155.0	
	事業主	7	11	9	10	11	9.6	
	不明	-	1	-	-	-	0.2	
相談の態様別	来局	45	39	26	46	22	35.6	
	電話	111	122	124	149	100	121.2	
	その他	7	6	9	5	13	8.0	

(注) 1 複数の事項を含む相談があるため、相談件数と相談内容事項別件数の計とは一致しない。
 2 性別不明の相談があるため、当事者の男女別件数と相談件数の計とは一致しない。

2 個別労働関係紛争に係るあっせん

(1) 概 要

令和7年の新規申請件数は12件、係属件数は14件であった。終結は13件であり、その内訳は、解決が8件、打切りが4件、取下げが1件であった。

ア 取扱状況

令和7年に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が2件、新規申請が12件の計14件で、うち13件が終結し、1件が次年繰越しとなった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
3		6	16	22	14	8
4		8	9	17	16	1
5		1	8	9	8	1
6		1	9	10	8	2
7		2	12	14	13	1
平均件数		3.6	10.8	14.4	11.8	2.6

イ 新規申請の状況

(7) 申請者別状況

申請者別にみると、12件全てが労働者からの申請であった。(表2)

表2 申請者別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	申請者別			
		労働者	事業主	双方	計
3		16	-	-	16
4		9	-	-	9
5		8	-	-	8
6		9	-	-	9
7		12	-	-	12
平均件数		10.8	-	-	10.8

(イ) 月別状況

月別にみると、5月が4件、1月が3件、8月が2件、2月、7月、9月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
3		-	-	-	1	-	1	3	1	1	4	1	4	16
4		-	-	1	-	1	-	2	1	1	3	-	-	9
5		-	-	1	1	2	-	-	-	1	2	-	1	8
6		-	2	-	-	1	1	-	-	1	2	1	1	9
7		3	1	-	-	4	-	1	2	1	-	-	-	12
平均件数		0.6	0.6	0.4	0.4	1.6	0.4	1.2	0.8	1.0	2.2	0.4	1.2	10.8

(ウ) 産業別状況

産業別にみると、「卸売業、小売業」が3件(25.0%)、「サービス業(他に分類されないもの)」が2件(16.7%)、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が各1件(8.3%)であった。(表7)

(イ) あっせん事項別状況

あっせん事項別にみると、延べ件数は22件となり、「賃金等」が8件、「職場の人間関係」が5件、「経営又は人事」と「労働条件等」が各4件、「その他」が1件であった。(表8)

(オ) 発生地域別状況

発生地域別にみると、京都市内が7件、京都市内以外が5件であった。

ウ 終結状況

令和7年に係属した14件のうち、13件が終結し、その内訳は、解決が8件(61.5%)、打ち切りが4件(30.8%)、取下げが1件(7.7%)であった。打ち切り4件のうち3件は、被申請者があっせんに応じなかったため(不応諾)、開催できなかったものである。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	解決			打ち切り (不応諾)	取下げ	不開始	計	(参考) (%)	
		案提示	その他	小計					解決率	案提示率
3		6	-	6	6(5)	2	-	14	50.0	50.0
4		12	1	13	2(1)	-	1	16	86.7	80.0
5		6	-	6	2(2)	-	-	8	75.0	75.0
6		4	-	4	4(2)	-	-	8	50.0	50.0
7		8	-	8	4(3)	1	-	13	66.7	66.7
平均件数		7.2	0.2	7.4	3.6	0.6	0.2	11.8	67.3	65.5

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打ち切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打ち切り}} \times 100$$

エ あっせん回数及びあっせん係属日数

あっせん回数は平均1.3回、あっせん係属日数は平均58.7日であった。(表5、6)

表5 あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		3	7	6	1	-		
4	2	6	6	2	-	-	16	1.7回
5	2	3	2	1	-	-	8	1.7回
6	2	5	1	-	-	-	8	1.2回
7	4	6	3	-	-	-	13	1.3回
平均件数		3.4	5.2	2.6	0.6	-	11.8	1.5回

表6 あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		3	-	-	1	2	7	3		
4	-	-	-	3	2	6	5	16	78.9日	
5	-	-	-	1	2	4	1	8	73.5日	
6	-	-	-	1	3	4	-	8	48.1日	
7	-	-	-	1	3	9	-	13	58.7日	
平均件数		-	-	0.2	1.6	3.4	5.2	1.4	11.8	62.9日

表7 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	3	4	5	6	7	平均件数
農業、林業		-	-	-	-	-	-
建設業		1	-	-	-	1	0.4
製造業		2	1	3	-	1	1.4
繊維工業		-	-	1	-	-	0.2
化学工業		-	1	-	-	-	0.2
プラスチック製品製造業		1	-	-	-	-	0.2
はん用機械器具製造業		-	-	1	-	-	0.2
生産用機械器具製造業		-	-	-	-	1	0.2
電気機械器具製造業		1	-	1	-	-	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業		1	1	1	-	1	0.8
道路旅客運送業		1	1	-	-	1	0.6
道路貨物運送業		-	-	1	-	-	0.2
卸売業、小売業		6	5	-	3	3	3.4
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		-	-	-	1	1	0.4
学術研究、専門・技術サービス業		-	2	1	-	1	0.8
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	1	1	-	1	0.6
技術サービス業(他に分類されないもの)		-	1	-	-	-	0.2
宿泊業、飲食サービス業		-	-	2	1	1	0.8
宿泊業		-	-	2	-	-	0.4
飲食店		-	-	-	-	1	0.2
持ち帰り・配達飲食サービス業		-	-	-	1	-	0.2
生活関連サービス業、娯楽業		1	-	-	-	1	0.4
娯楽業		1	-	-	-	1	0.4
教育、学習支援業		-	-	-	1	-	0.2
医療、福祉		2	-	-	1	-	0.6
社会保険・社会福祉・介護事業		2	-	-	1	-	0.6
複合サービス事業		2	-	-	-	-	0.4
協同組合(他に分類されないもの)		2	-	-	-	-	0.4
サービス業(他に分類されないもの)		1	-	1	2	2	1.2
廃棄物処理業		-	-	-	1	-	0.2
職業紹介・労働者派遣業		1	-	-	1	-	0.4
政治・経済・文化団体		-	-	1	-	1	0.4
その他の事業サービス業		-	-	-	-	1	0.2
公務(他に分類されるものを除く)		-	-	-	-	-	-
合 計		16	9	8	9	12	10.8

表8 あっせん事項別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	3	4	5	6	7	平均件数
経営又は人事		14	9	5	4	4	7.2
解雇		7	2	4	2	-	3.0
配置転換、出向・転籍		-	2	-	1	2	1.0
復職		-	-	-	-	-	-
懲戒処分		2	1	-	-	-	0.6
退職		-	-	-	-	-	-
その他の経営又は人事		5	4	1	1	2	2.6
賃金等		13	3	1	1	8	5.2
賃金未払		5	-	-	-	-	1.0
賃金減額		2	1	-	1	3	1.4
一時金		-	1	-	-	1	0.4
退職一時金		1	1	1	-	2	1.0
解雇手当		2	-	-	-	-	0.4
諸手当		-	-	-	-	1	0.2
その他賃金		3	-	-	-	1	0.8
労働条件等		3	-	-	2	4	1.8
年次有給休暇		1	-	-	-	1	0.4
時間外労働		-	-	-	-	-	-
安全・衛生		-	-	-	-	-	-
社会保険		-	-	-	-	-	-
その他の労働条件等		2	-	-	2	3	1.4
職場の人間関係		-	1	3	2	5	2.2
パワハラ・嫌がらせ		-	1	3	2	5	2.2
その他		1	-	-	-	1	0.4
合計		31	13	9	9	22	16.8

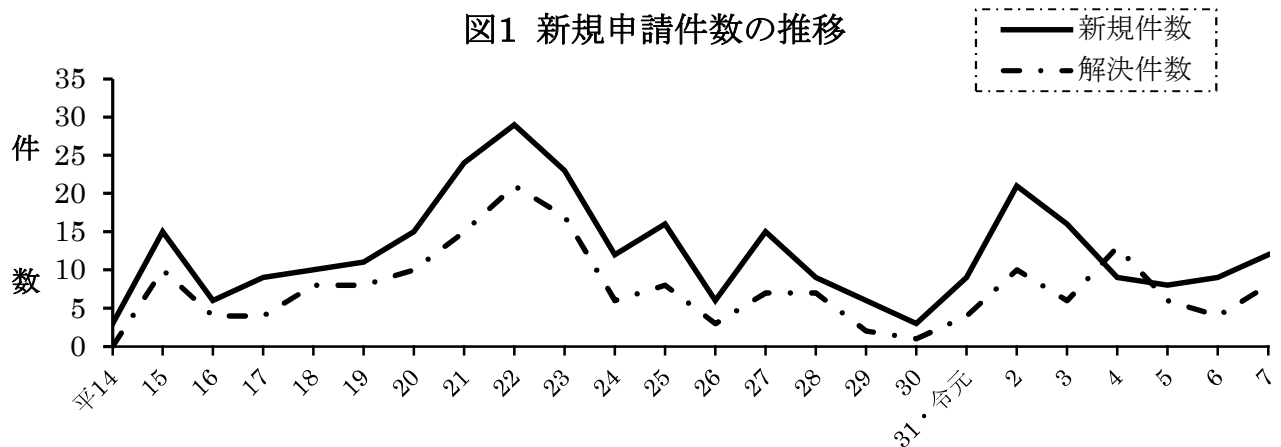
(注) 複数のあっせん事項を含む事件があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

表9 年別取扱・処理件数

(単位：件)

年	係 属 件 数			終 結 件 数					次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り	取下げ	不開始	計	
平 14	-	3	3	-	2	1	-	3	-
15	-	15	15	10	2	-	-	12	3
16	3	6	9	4	5	-	-	9	-
17	-	9	9	4	2	-	1	7	2
18	2	10	12	8	2	1	-	11	1
19	1	11	12	8	1	-	-	9	3
20	3	15	18	10	7	-	-	17	1
21	1	24	25	15	8	2	-	25	-
22	-	29	29	21	4	-	-	25	4
23	4	23	27	17	3	2	1	23	4
24	4	12	16	6	10	-	-	16	-
25	-	16	16	8	6	1	-	15	1
26	1	6	7	3	2	-	-	5	2
27	2	15	17	7	8	1	-	16	1
28	1	9	10	7	2	1	-	10	-
29	-	6	6	2	3	1	-	6	-
30	-	3	3	1	2	-	-	3	-
31・令元	-	9	9	4	3	1	-	8	1
2	1	21	22	10	3	3	-	16	6
3	6	16	22	6	6	2	-	14	8
4	8	9	17	13	2	-	1	16	1
5	1	8	9	6	2	-	-	8	1
6	1	9	10	4	4	-	-	8	2
7	2	12	14	8	4	1	-	13	1
計		296		182	93	17	3	295	

図1 新規申請件数の推移



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あっせん員指名年月日 終結年月日	あっせん回数 係属日数 あっせん日数	あっせん員
個令6-8 教育、学習支援業	労働者Aが労働条件の不利益変更に伴う給与補償等の支払を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため	打切り	労	6.11.1 6.11.5 6.1.9	1回 70日 66日	橋本(公) 青山(労) 塩尻(使)
個令6-9 小売業	労働者Aがパワハラで退職に至ったこと等に対する慰謝料の支払を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・事業主は、解決金を支払う。 ・Aは事業主の従業員に連絡を取らないものとする。	解決 (案提示)	労	6.12.12 6.12.16 7.3.7	2回 86日 82日	村中(公) 穂山(労) 南島(使)
個令7-1 建設業	労働者Aが職務変更及び給与減額の撤回を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	7.1.8 7.1.10 7.2.25	1回 49日 47日	青木(公) 西岡(労) 倉垣(使)
個令7-2 小売業	労働者Aが職場環境の改善等を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 事業主は、今後、労使双方が十分な意思疎通の下で業務を進められるよう努めるものとする。	解決 (案提示)	労	7.1.16 7.1.17 7.3.18	1回 62日 61日	橋本(公) 師玉(労) 小林(使)
個令7-3 道路旅客運送業	労働者Aが減額された賃金の支払等を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.1.23 7.1.27 7.3.14	0回 51日 47日	村中(公) 上尾(労) 塩尻(使)
個令7-4 生産用機械器具製造業	労働者Aが労働条件の相違やコンプライアンス違反等に対する慰謝料の支払を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.2.25 7.3.3 7.4.7	0回 42日 36日	上田(公) 林(労) 南島(使)

事件番号 業種	事件の概要	結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あっせん指名年月日 終結年月日	あっせん回数 係属日数 あっせん日数	あっせん員
個令7-5 卸売業	労働者Aが就業規則に基づく退職金の支払を求めてあっせを申請 【打切り理由】事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせを辞退したため	打切り (不応諾)	労	7.5.14 7.5.19 7.6.9	0回 27日 22日	青木(公) 青山(労) 倉垣(使)
個令7-6 小売業	労働者Aが障害者に対する合理的配慮等を求めてあっせを申請 【あっせん案要旨】 ・業務指示のルールを確認する。 ・事業主は、職場改善が必要な理由について部署の責任者に説明する。	解決 (案提示)	労	7.5.15 7.5.16 7.7.14	1回 61日 60日	橋本(公) 穂山(労) 上田(使)
個令7-7 その他の事業サービス業	労働者Aが業務中の事故の費用負担及び業務内容の調整を求めてあっせを申請 【取下げ理由】 事業主があっせん申請後に申請者に対して配慮を示したため	取下げ	労	7.5.23 7.5.27 7.7.16	0回 55日 51日	村中(公) 師玉(労) 塩尻(使)
個令7-8 飲食店	労働者Aが経済的・精神的損害に対する補償金を求めてあっせを申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	7.5.30 7.6.4 7.8.20	2回 83日 78日	村中(公) 上尾(労) 南島(使)
個令7-9 専門サービス業 (他に分類されないもの)	労働者Aが継続雇用を求めてあっせを申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	7.7.17 7.7.22 7.8.22	1回 37日 32日	上田(公) 青山(労) 上田(使)
個令7-10 不動産業・物品賃貸業	労働者Aが勤務の実態に応じた退職金の額を求めてあっせを申請 【あっせん案要旨】 ・事業主は、Aが休職期間満了による退職として算定した退職金及び解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	7.8.8 7.8.13 7.10.27	2回 81日 76日	青木(公) 林(労) 小林(使)

事件番号 業種	事件の概要	結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん員指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令7-11 政治・経済・文化団体	労働者Aが配置転換による逸失利益の補填等を求めてあつせんに申請 ----- -	-	労	7.8.18 7.8.20 (係属中)	-	橋本(公) 種山(労) 南島(使)
個令7-12 娯楽業	労働者Aが休業補償及びハラスメントに係る謝罪と補償等を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職したことを確認する。 ・事業主は、ハラスメントに関し謝罪し、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	7.9.9 7.9.12 7.11.6	1回 59日 56日	上田(公) 青山(労) 小林(使)